

平成29年度  
長期優良住宅化リフォーム推進事業

募集要領

高度省エネルギー型

- 本募集要領は平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のうち、事前採択タイプの高度省エネルギー型の応募方法を紹介しているものです。
- 事前採択タイプとは、交付申請に先立って公募し、事業者単位でまとめて応募・採択する事業タイプのことです。
- 高度省エネルギー型とは、長期優良住宅（増改築）の認定を受けるもののうち、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準比20%削減される住宅に対して補助金を交付するものです。
- 事前採択タイプの高度省エネルギー型では、提案内容に対して、一定の審査を行った上で採択を行います。
- 高度省エネルギー型は、通年申請タイプも活用いただけます。
- 補助対象や、補助金交付申請手続きの詳細については、交付規程及び交付申請等マニュアルを必ず参照し、承知の上で提案応募してください。

平成29年4月

国土交通省 住宅局

# 平成28年度事業からの主な変更点

( 高度省エネルギー型以外の内容も含む )

## ●高度省エネルギー型に関する事項

### 1) 補助の要件、限度額等について

- 劣化対策及び耐震性能に加え、その他の性能項目についても一定の基準（評価基準）に適合することを要件とします。
- ただし、若者が既存住宅の購入に伴って実施する場合は、劣化対策及び耐震性能が確保されていれば良いものとします。（平成28年度までと同様）
- 認定長期優良住宅（増改築）のうち、1次エネルギー消費量を省エネルギー基準比20%以上削減するもの（高度省エネルギー型）については、補助限度額を250万円とします。

### 2) 補助額の算出方法について

- 高度省エネルギー型の補助額は、補助率方式で算出します。
- 評価基準型は、単価積上方式（工事内容に応じて定めた補助額を積み上げ）で算出します。
- 認定長期優良住宅型は、事業者ごとに、従来の補助率方式と単価積上方式との選択を可能とします。
- 共同住宅共用部分の補助額は、事業タイプにかかわらずに、補助率方式により算出します。
- 提案型については、提案内容に応じて採択時に通知します。

### 3) 応募・申請方法について

- 補助申請を行えるのは、リフォーム工事の施工業者と買取再販業者とします。施工業者が申請する場合、リフォーム工事の発注者については、施工業者の共同事業者として、両者の間で共同事業実施規約を締結します。
- 事前採択は、高度省エネルギー型及び提案型のみ行います。
- 評価基準型、認定長期優良住宅型については事前採択を行わず、通年申請のみとし、事業者ごとの申請件数は、原則として制限しません。
- 全ての事業タイプにおいて、事業者登録を行うことが必要です。（原則として事前採択タイプでは、採択と同時に自動で事業者登録が行われます。）

注) 上記の内容は変更の概略であるため、詳細は本募集要領の該当箇所を参照のこと

## 通年申請タイプについて

- ・ 通年申請タイプ（評価基準型・認定長期優良住宅型・高度省エネルギー型）は、事前の公募・採択の手続きを経ず、交付申請を行えるタイプです。
- ・ 通年申請タイプの申請方法については、別途ホームページ（[http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)）で5月10日頃公表予定です。
- ・ 通年申請タイプにおいては、募集要領をういませんでご注意ください。

## 用語について

本募集要領における用語の定義は次のとおりとします。

交 付 規 程：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程

交付申請等マニュアル：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

共 同 住 宅 等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅

増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の「増改築基準」

評 価 基 準：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に係る評価基準

一次エネルギー消費量：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示265号）第2に定めるところにより算出される設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量

B E L S：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度

支 援 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

評 価 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

## 目次

1.	事業の趣旨	2
2.	事業内容	3
2-1.	対象事業	4
2-2.	対象事業者	7
2-2-1.	提案者	7
2-3.	補助額	8
2-4.	住宅性能に関する基準	12
3.	事業の実施方法	13
3-1.	提案公募	15
3-1-1.	公募	15
3-1-2.	審査	16
3-1-3.	採択	16
3-2.	補助金交付	16
4.	応募方法	17
4-1.	公募期間	17
4-2.	事務局窓口連絡先	17
4-3.	提出方法	18
4-3-1.	アカウント発行	18
4-3-2.	応募書類入力	18
4-3-3.	応募書類の提出	18
4-4.	提出書類	19
4-4-1.	提出部数	19
4-4-2.	提出書類の注意事項	19
4-4-3.	記入にあたっての留意点	21
5.	留意事項	23

別紙 応募書類様式

## はじめに

この募集要領は、事前採択タイプの「高度省エネルギー型」の長期優良住宅化リフォームに適用するものであり、補助金の交付申請に先立って実施する公募手続きを案内するものです。

したがって、補助金の交付対象や交付手続き等については、必ず平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程及び長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアルを参照し、承知した上で、提案応募してください。

## 1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世代同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備並びに流通促進に向けた市場環境の形成を図ることを目的とします。

「高度省エネルギー型」の募集では、長期優良住宅（増改築）の認定を受けるもののうち、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準比20%削減\*される住宅に対する提案を受け、その提案内容に対して、一定の審査を行った上で採択を行います。

※太陽光発電による効果は除きます。

### ■ポイント

- ・ 事前採択タイプの高度省エネルギー型にご応募いただくメリットは主に以下の3点です。
  - ① 事前に採択することで、予算の一定額を確保できる。
  - ② 実際に工事に要した額を補助対象とし、申請することができる。
- ・ 事前採択タイプの高度省エネルギー型にご応募いただく際の留意点は主に以下の3点です。
  - ① 通年申請タイプの方が手続きが少ないため、高度省エネルギー型に提案することが少ないと見込まれる場合は、通年申請タイプを用いる方が効率的に交付申請を行うことができる可能性がある。
  - ② 一定の審査を受ける必要があるため、交付申請ができるようになるまで時間がかかる。
  - ③ 審査結果によっては、提案の一部又は全てが採択されない可能性がある。

## 2. 事業内容

本年度においては、①評価基準型（通年申請タイプ）、②認定長期優良住宅型（通年申請タイプ）、③高度省エネルギー型（通年申請タイプ・事前採択タイプ）、④提案型（事前採択タイプ）の4つの事業タイプを予定しており、この募集要領は、③高度省エネルギー型（事前採択タイプ）に適用します。各タイプの公募時期等の予定は次表のとおりです。

表 1 平成29年度の募集スケジュール（予定）

事業タイプ		公募時期等
①評価基準型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
②認定長期優良住宅型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
③高度省エネルギー型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
	事前採択タイプ <u>（本要領に基づく公募）</u>	平成29年5月10日 公募受付開始 平成29年7月下旬 採択
④提案型	事前採択タイプ	平成29年5月10日 公募受付開始 平成29年7月下旬 採択

※ 公募時期等は変更となる可能性があります。

### <事前採択タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立って事前に公募し、採択
- ・ 提案型では、評価基準や増改築認定基準にそのままでは適合しない事業も、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
- ・ 事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、一定の予算枠を確保可能
- ・ ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

### <通年申請タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
- ・ 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- ・ 予算の執行状況によっては、受付機関を繰り上げて締め切る場合がある

### ■補足

- ・ 同一の事業者が複数の事業タイプに応募・申請することが可能です。（高度省エネルギー型で採択を受けた場合には、採択額を使い切った場合に限り、通年申請タイプを利用できます。）
- ・ 補助金を受けるためには、個別の住戸・住棟ごとに交付申請及び完了実績報告が必要となります。
- ・ 事前採択タイプにおける、交付申請及び完了実績報告の手続き方法については、採択された方に対してお知らせします。

## 2-1. 対象事業

本事業の対象は既存住宅（戸建住宅及び共同住宅等）のリフォームとします。

### ■補足

- ・ 築年数に関する要件はありません。
- ・ 工事請負契約に基づかない場合は補助事業の対象とはなりません。（例：施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している住宅は対象外とします。
- ・ 一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適用されますので、戸建て住宅ではなく、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分の性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象とはなりません。
- ・ 1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円（補助額が10万円）以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・ リフォームに伴い増築する場合、増築部分については補助対象外とします。ただし、増築部分に調理室等を増設する場合は、その増設費用（増築に係る躯体工事費は含まない）に限り三世代同居対応改修工事として補助対象とします。

応募にあたっては、下記の（1）～（7）の要件を全て満足する必要があります。

### （1）長期優良住宅（増改築）基準に適合し、認定を受けるものであること。

- ・ 交付申請書及び完了実績報告書の提出時に、認定申請書や認定通知書等をもって住宅の性能を確認します。
- ・ 認定を取得するためには、増改築認定基準に合致していることが必要です。
- ・ 新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している住宅は対象外とします。

### （2）一次エネルギー消費量が省エネルギー基準比20%削減されるものであること。

以下の点について留意して下さい。

- ・ 本補助事業においては、太陽光発電パネルの設置工事費は補助対象外とする。
- ・ 高度省エネルギー型の性能を満たすためのリフォームの内容を計画し、その内容について審査を受ける必要がある。（後述する「試設計」のこと）
- ・ 一次エネルギー消費量は、太陽光発電による効果分を除いて算定する。

### ■確認方法

【太陽光発電を設置していない場合】

- ・ ①BEIの値が0.8以下、（削減率）が20%以上であること。

【太陽光発電を設置している場合】

- ・ 太陽光発電によるエネルギー量削減効果を除いて算出した BEI の値が 0.8 以下であること。

$$(2+4) \div 3 \leq 0.8$$

② 単位面積当たりの一次エネルギー消費量の設計値（その他除く）

③ 単位面積当たりの一次エネルギー消費量の基準値（その他除く）

④ 太陽光発電による削減量



(3) 一定の規模（表 2 参照）を満たす既存住宅であること。

- ・対象とする住宅は、リフォーム工事後において、下記表 2 の規模を満たす必要があります。

表 2 事業の対象となる住宅及び住戸の規模

住宅の種別	住戸の規模
戸建住宅	75㎡以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
共同住宅等	55㎡以上（地域の実情を勘案して所管行政庁が40㎡を下回らない範囲で別に面積を定めている場合がある。）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上（階段部分を除く面積）

※本表の面積は長期優良住宅（増改築）認定の取得に必要な面積。

※認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）ごとに定めている場合がありますので、詳しくは所管行政庁にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。

<http://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

(4) リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・既存住宅現況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成29年国土交通省告示第81号）第2条第5項に規定する者をいいます。このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第5条第1項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表されている者とします（講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません）。
- ・登録インスペクターの場合には建築士であることを要件とします。
- ・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際に支援室へ提出するものとしします。
- ・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね1割以上の確認を行うものとしします。ただし、点検口がない等により、1割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合に限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、交付申請書提出の際に提出することとします。

- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、その内容により「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP8参照）に含むことができます。

※既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査も本事業のインスペクションとみなすことができます。

**(5) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。**

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等を作成し、保存する必要があります。
- ・維持保全計画の書式は任意です。

**(6) 原則として平成29年12月22日（金）までに交付申請を行うものであること。**

- ・工事着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
- ・契約書に記載の工事の始期を工事着工日とします。

**(7) 原則として平成30年2月16日までに完了実績報告書の提出ができるものであること**

- ・補助事業完了実績報告書は、必ず工事完了後1ヶ月以内に速やかに実施支援室に提出してください。1ヶ月以内の提出が困難な場合は事前に実施支援室にご相談ください。
- ・やむを得ない事情により平成30年2月16日までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、速やかに実施支援室にご連絡ください。必要な手続等をお知らせします。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が本事業補助金の交付を受けられるのは原則1回限りとします。

**■補足**

- ・過去に本事業において三世代同居対応改修工事として補助を受けておらず、新たに三世代同居対応改修工事を行う場合は、三世代同居対応改修工事に限り補助対象とすることができます。（改めてインスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等を行うことが必要となります。これらの費用についても、補助対象に含めることが可能です。）
- ・共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受ける（補助を受ける）ことができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

## 2-2. 対象事業者

### 2-2-1. 提案者

下記①または②に該当する者のいずれかとします。

#### ①施工業者

- ・ 個人等から工事を請け負い、長期優良住宅化リフォームを行う施工業者。

#### ②買取再販業者

- ・ 長期優良住宅化リフォームを施工業者に発注し、工事を実施した上で、個人等に売却する不動産業者等。

### ■補足

- ・ 工事発注者（例えば、住宅所有者や管理組合等。ただし、買取再販業者を除く。）は補助事業の提案者となることはできません。
- ・ 補助金は、採択された提案者であって補助金交付申請の手続きを行った施工業者等に入金されますが、工事発注者（買取再販の場合は購入者）に全額還元してください。
- ・ 買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・ 買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。
- ・ 過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）については本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課      担当：西村  
電話：03-5253-8111  
内線：39-431

### 2-2-2. 提案者の種別

提案者は下記①または②のいずれかの者とします。原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとします。

#### ①単独提案者

- ・ 一の施工業者又は買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、提案することはできません。

#### ②グループ提案者

- ・ 本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う2者以上の施工業者や買取再販業者からなるグループ
- ・ 補助を受ける者はグループ構成者のうち、対象工事の施工業者又は対象工事を発注した買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、グループ提案者の一員になることは可能ですが、採択後に、補

助事業者として交付申請をすることはできません。

#### ■提案にあたっての留意事項

- ・ 法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とします。（応募時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（会社法人等番号）を記載していただきます。個人事業主の場合には、印鑑登録証明書が必要となります。）
- ・ 1提案者につき、高度省エネルギー型については1つの提案書のみ受け付けるものとしており、重複して提案した場合、当該提案者の提案は採択されないことがあります。
- ・ 平成25年度から平成28年度までの本事業の公募・採択とは別に、本年度における公募・採択を行うものです。したがって、過年度の申請とは異なるグループ等での応募が可能です。

#### ■グループ提案に関する補足

- ・ グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとし、
- ・ グループ提案の場合、提案時にグループを構成する施工業者の法人名等及び代表者名を明記してください。
- ・ 提案後のグループの構成者の追加はできません。
- ・ グループを構成する施工業者や買取再販業者は、高度省エネルギー型について単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることはできません。
- ・ グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する施工業者の実績の合計とします。
- ・ 長期優良住宅化リフォーム工事は、提案時に申請した構成者によって実施し、補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、各構成者により提出するものとし、

### 2-3. 補助額

補助額は、次の（1）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び（2）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

#### （1）リフォーム工事等に係る補助額

リフォーム<sup>※</sup>に係る補助金の額は、下記a)～c)に掲げる工事（以下、「長期優良住宅化リフォーム工事」といいます。）に要する費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

※) 設計費は建設工事費に含まないものとします。

##### a) 特定性能向上リフォーム工事費

- ・ P9表 3の性能項目について、増改築認定基準に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及び附帯工事（原則として適合していない状態から適合状態へのリフォームを対象とする。）

表 3 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・ a) 以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事

c) 三世帯同居対応改修工事

①補助の要件

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていることを要件とします。

調理室等の考え方については、

表 4に示すとおりとします。

表 4 本事業で対象とする調理室等

室	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水設備と接続された台所流しを有すること</li> <li>・ ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたIHクッキングヒーター又はガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なコンロ台を有すること</li> </ul> <p>※上記を満たしている場合は、ミニキッチンも補助対象とするが、当該ミニキッチンとは別に、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室がある場合に限る。</p> <p>※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のものをいう。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること</li> </ul> <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p> <p>※浴槽のないシャワー専用の浴室も対象とするが、当該シャワー室とは別にリフォーム後に浴槽を有する浴室がある場合に限る。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式の別は問わない） （小便器のみは不可）</li> </ul> <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること</li> </ul> <p>※勝手口（調理室等のみ接続するものや、専ら車庫等に直接出入りするためのもの）は補助対象外とする。</p>

## ②補助対象工事

調理室等の増設に係る工事のうち、本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯機設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）が補助対象となります。

詳細は、必ず別紙「三世代同居改修の工事内容」を参照してください。「三世代同居改修の工事内容」はP17に記載のホームページからダウンロードすることができます。

## (2) インスペクション・履歴・維持保全計画等

以下の①～③について、補助の対象とします。なお、表 5 に掲げる補助対象費用限度額は、戸建住宅及び共同住宅専用部分に適用します。共同住宅共用部分は、原則、戸あたりこの額を越えない範囲で、費用の適切性を確認します。

①長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用

②作成するリフォーム工書の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用

③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）

※補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※いずれの費用も、補助の対象とする業務を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものに限り補助対象とします。また、建築士が行うものについては、建築士事務所登録されている場合に限り補助対象となります。

表 5 対象となる費用と補助限度額

補助対象項目	対象となる費用	戸当たりの補助対象費用限度額
インスペクション	既存住宅状況調査技術者又は講習団体の登録インスペクターが、実施するインスペクションであつて、本事業指定の報告書を作成する費用	15万円/戸
リフォームの履歴作成	リフォーム計画の作成費用	6万円/戸
	建築士がリフォーム計画の内容を確認し、本事業の評価基準の適合状況確認書等を作成する費用	6万円/戸
	長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用 ※評価機関の技術的審査適合証の取得費を含む	6万円/戸
	BELS評価書の取得に係る費用 ※高度省エネルギー型に限る	3万円/戸
	建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	6万円/戸
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	3万円/戸
リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）	3万円/戸

## (2) 補助限度額

上記の（1）に掲げる補助額（国費）については1住戸あたり※<sup>1</sup>250万円を上限とするこ

とを基本とします。なお、この補助上限額は、リフォーム工事費用の他に、インスペクション、履歴・維持保全計画等作成費用を含んだものです。

また、三世代同居対応改修工事を実施する場合は、これらとは別に、50万円を上限に補助します。

なお、1提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は、応募の状況によって定めるものとします。目安として、単独提案者の場合は、補助額5,000万円程度（共同住宅共用部分を含む提案の場合は1億円程度）、グループ提案者の場合は、補助額1億円程度<sup>※2,3</sup>とします。

※1) 共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けた場合、1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

※2) グループの構成者1者あたりの補助限度額は5,000万円程度とします。

※3) 平成29年5月より公募を開始する高度省エネルギー型と提案型における採択額はそれぞれごとに補助額の上限を適用します。

### (3) その他

- ・ 施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。工事発注者が買取再販業者である場合には、購入者に還元される必要があります。補助金交付申請時に、リフォーム工事請負契約書の写し及び発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約の提出を求める予定です。
- ・ 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- ・ 国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

#### ■補助金の還元に関する補足

- ・ 買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・ 買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。

#### ■補助金の併用に関する補足

- ・ 以下の国の他の補助金については、本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されているため本事業との併用はできません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合であっても併用することはできません。
  - ①住宅ストック循環支援事業（国土交通省が実施）
  - ②住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が実施）
  - ③住宅の断熱改修による省エネ化(省エネルギーリフォーム)の支援事業（経済産業省が実施）
  - ④賃貸住宅における省CO2促進モデル事業（環境省が実施）
- ・ 過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

#### 2-4. 住宅性能に関する基準

- ・高度省エネルギー型で適用される基準は、増改築認定基準です。
- ・評価基準も参照してください。



### 3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

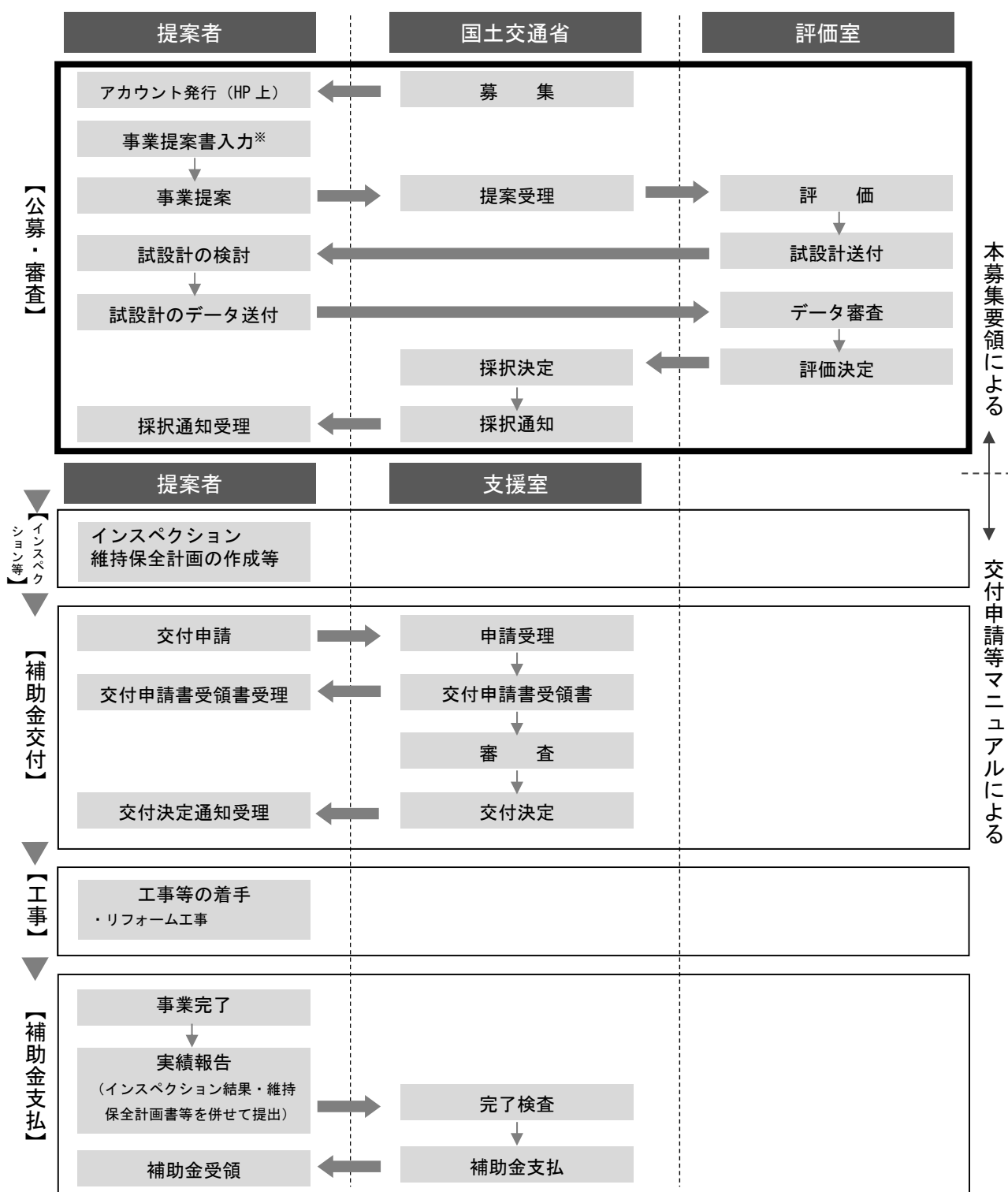
#### (1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、アカウント発行と応募書類入力、応募書類提出の3段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P16「3-1-2.」に記載のとおり、高度省エネルギー型の性能を満たすためのリフォームの内容について審査を行い、国土交通省が事業の採択を決定します。採択にあたっては、必要に応じて国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）に意見を求めます。

#### (2) 補助金交付

補助金を受けるためには、採択後に、定められた期間内に交付申請を行うとともに、工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



※事業提案書は、ホームページ上で入力していただく様式と、ホームページからダウンロードした上で記入していただく様式に分かれていますので、ご注意ください。

※長期優良住宅（増改築）認定は、別途、評価機関による技術的審査や事前に審査所管行政庁への認定申請等が必要となりますのでご注意ください。（所管行政庁によっては、評価機関による技術的審査を経ずに、直接申請することが可能な場合があります。）

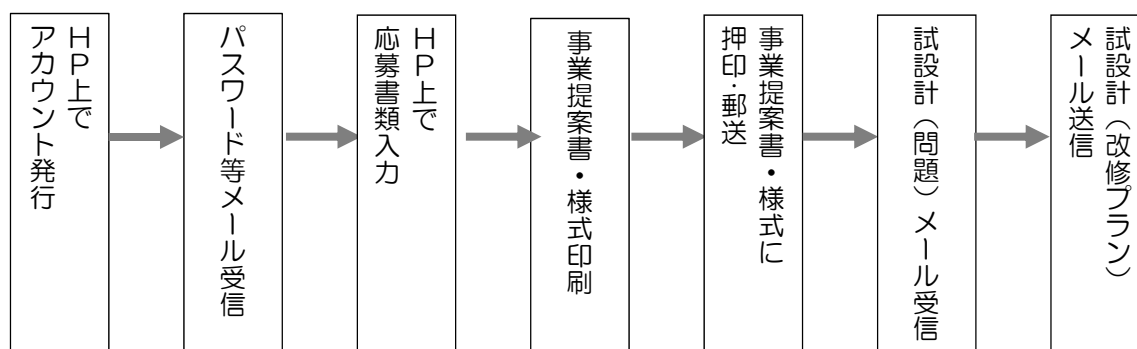
所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会で検索が可能です。

<http://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

### 3-1. 提案公募

#### 3-1-1. 公募

P17「4. 応募方法」に記載のとおり、公募期間中に本事業のホームページ（URLはP17参照）にてアカウント発行後、ホームページ上で事業提案書を入力し、必要書類を印刷して押印の上、提出してください。応募書類の提出には、アカウント発行をしていただく必要がありますのでご注意ください。



また、応募書類を提出いただいた方に評価室事務局より、試設計をお送りしますので、改修プランを作成の上、評価室事務局にメールでご提出ください。

事前採択タイプの高度省エネルギー型の応募に際しては、リフォームすることが決定している住宅があることを要件としません。

審査に当たって、過去の工事实績や、補助金申請額等の提出を求めます。なお、提出書類の詳細はP20表6を参照してください。

#### ■試設計に関する予定

- ・ 国立研究開発法人建築研究所が公表している計算支援プログラムを用いて、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準比20%※削減するために必要なリフォーム工事を提案いただきます。
- ・ 具体的には、エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. 2.2を使用します。
- ・ 詳細は、応募書類を提出いただいた方に対し、評価室事務局よりお知らせします。

※太陽光発電による削減効果を除く

【計算支援プログラムのページ】

<http://www.kenken.go.jp/becc/#3>

【エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver. 2.2】

<http://envelope.app.lowenergy.jp/>

### 3—1—2. 審査

提出された提案申請書及び追加で提出を求める試設計の内容を評価室が審査し、高度省エネルギー型に係る性能向上リフォームの実現可能性を確認します。必要に応じて評価室は評価委員会に意見を求めます。

### 3—1—3. 採択

国土交通省が評価室の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。

#### ■補足

- ・ 採択に当たっては、リフォーム工事の実績（リフォーム工事全般、長期優良住宅（増改築）認定実績、一定の基準を満たす省エネリフォーム、当事業における交付決定実績）を考慮して、採択額を査定することがあります。
- ・ 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や終了することがあります。その場合、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。
- ・ 事前採択型の高度省エネルギー型で採択された場合であっても、他の申請タイプを活用することが可能です。
- ・ 審査に当たり、事務局から追加資料の提出を求められる場合がありますのでご注意ください。

### 3—2. 補助金交付

交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。交付申請等の手続きは、支援室に対して行ってください。

## 4. 応募方法

### 4-1. 公募期間

平成29年5月10日（水）～平成29年6月2日（金）18時 必着

※応募に必要なアカウント発行についても同期間で実施します。

※試設計の提出期限は平成29年6月14日（水）18時 必着とします。（方法はメールに限る）

### 4-2. 事務局窓口連絡先

質問・相談については、原則として、電子メール※又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、アカウント発行時に通知する応募番号を件名に記入してください。

メールの件名の例) 【29-15XXXXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6階

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス: qanda@choki-reform.com

電話番号: 03-5805-0522

土日祝日を除き、10:00～17:00まで（12:00～13:00を除く）

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ: [http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6F

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

### 4—3. 提出方法

以下に示す方法で応募してください。

#### 4—3—1. アカウント発行

応募にあたり、本事業のホームページ ([http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)) からアカウント発行をしてください。アカウント発行とは、提案者概要やメールアドレス等を入力することで、応募書類入力のためのID・パスワードが発行される手続きです。

メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできません。

このID・パスワードは、大切に保管してください。

#### 4—3—2. 応募書類入力

本事業のホームページ ([http://www.kenken.go.jp/chouki\\_r/](http://www.kenken.go.jp/chouki_r/)) にて、事業概要等について、以下のとおり入力をしてください。この際、アカウント発行で発行されたID・パスワードが必要となります。

(1) 入力する内容（提案者の情報・連絡先、提案の概要等）

(2) 留意点

- ① 応募書類入力のみでは、正式な応募とはなりません。 P19「4—4.」に記載のとおり、申請にあたっては、応募書類の提出を期限内に行ってください。
- ② 応募書類入力では、提案内容を登録してください。
- ③ 応募書類入力の受付時に、ホームページ上で、提案番号 (算用数字 10 桁) を応募者に通知します。提案番号は、交付申請等の手続きにおいても使用します。
- ④ 過去に応募したことのある方も、今回の応募にあたっては、新たに応募書類入力を行っていただく必要があります。

#### 4—3—3. 応募書類の提出

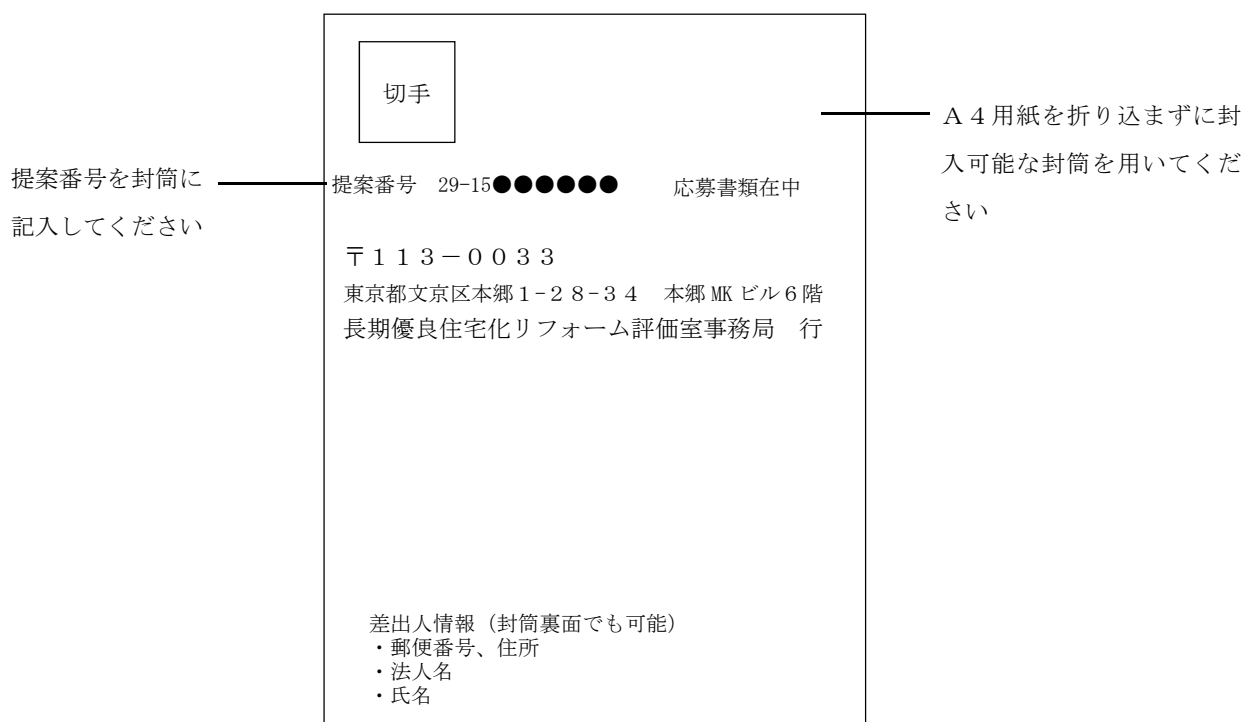
入力した応募書類を、以下に示す事項に留意して郵送にて提出してください。

- ・申請内容をホームページ<sup>※1</sup>上で入力し、出力した紙面に押印して、応募書類の提出先<sup>※2</sup>まで郵送してください。
- ・全ての応募書類の提出は、郵送でのみ受付いたします。 応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で郵送してください。
- ・郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ずアカウント発行時に通知された「提案番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください（公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。）。なお、グループ提案の場合は、全構成者に固有の提案番号が付番されますが、封筒等には代表提案者の提案番号のみを記載すれば結構です。

※1 ホームページのURLは、P17を参照してください。

※2 応募書類の提出先は、P17を参照してください。

別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例



#### 4-4. 提出書類

提案をしようとする者は、提出書類一覧表（P20表6参照）に従って必要部数を揃えて提出してください。グループ申請の場合、全ての構成員者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

##### 4-4-1. 提出部数

提出書類：2部\*（正1部、正のコピー1部）

※全て片面印刷としてください。

##### 4-4-2. 提出書類の注意事項

- 1) 表6に示す提出書類一覧表のうち、①～⑧のうちの必要書類をA4サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- 2) 提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、ホームページで入力した提案書の内、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ずホームページで入力した提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。
- 3) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等はいりません。

**表 6 提出書類一覧表**

書類名	提出書類		提出部数
	◎：必須	○：必要に応じて添付	
① 応募書類のチェック表	◎	様式 0	2部(正1部、正の コピー1部)  ※A4サイズとして1部ずつ ダブルクリップ留めのこと
② 提案申請書	◎	様式 1-1	
②-1 事業者の公表情報一覧	◎	様式 1-2(1)	
②-2 グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧※	○	様式 1-2(2)	
③ リフォーム工事の実績	◎	様式 2	
④ 事業計画	◎	様式 3-1	
⑤ 高度省エネルギー型の性能を満たすためのリフォームの内容(試設計)	◎	応募書類提出後に評価室事務局より案内	メールによるデータ送付

※) 当該様式は、グループ提案の場合に添付してください。



#### 4-4-3. 記入にあたっての留意点

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

##### ①応募書類のチェック表（様式0）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「記入者の情報」を記入の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

##### ①提案申請書（様式1-1）

➤ 入力フォーム【申請基本情報（様式1-1）】から入力してください

- ・アカウント発行により発行されたID・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして入力してください。提案番号は自動的に入力されますので、アカウント発行時に送付されたメールに記載されている提案番号と合致しているか、確認してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を押印し、個人の場合は個人名と実印を押印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載してください。
- ・提案者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・グループ名は、他のグループと区別しやすい名称としてください。
- ・提案が採択された場合には事業者の連絡先等の「公表情報」の部分は公表します。

##### ②-1～②-2 グループの構成者（様式1-2(1)、1-2(2)）

➤ 入力フォーム【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧（様式1-2(2)）】から入力してください

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の事業者情報を入力し、提出してください。
- ・入力フォームに必要な情報を入力すれば、様式1-2(1)、様式1-2(2)が自動生成されますので、印刷した様式1-2(2)に各構成者による押印を得た上で、代表提案者が取りまとめて提出してください。また、未記入の様式1-2(2)を印刷することができますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、様式1-2(1)と通し番号(No.)を整合させてください。また、押印のスケジュール上、手書きで記入、押印する場合であっても、提出期限までに必ず入力フォームに事業者情報を入力して下さい。
- ・これまでに実施した事業で採択を受けている場合であっても「単独/グループ」の別を変更することや、グループの代表提案者及び構成を変更することが可能です。
- ・1の提案者（グループの構成者を含む）が、単独・グループの別を問わず、今回の募集において、複数の提案書を提出することはできません。

### ③リフォーム工事の実績（様式2）

▶ 入力フォーム【リフォーム工事の実績（様式2）】から入力してください

- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）における以下のリフォーム工事の実績を記入して下さい。
  - 1 リフォーム工事等全般の概算実績について
  - 2 長期優良住宅（増改築）認定制度における認定実績について
  - 3 一定の基準を満たす省エネリフォームについて
  - 4 当事業における交付決定実績について
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記入してください。

### ④事業計画（様式3）

▶ 入力フォーム【事業計画（様式3）】から入力してください。

- ・戸建住宅、共同住宅専用部分、共同住宅共用部分の別に、以下の情報を入力して下さい。
  - 1 対象戸数・棟数
  - 2 補助申請額（性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事）  
※性能向上に資するリフォーム工事については、特定性能向上リフォーム工事、及びその他性能向上リフォーム工事の合算値を入力。
  - 3 工事概要
- ・補助額の算定にあたっては、千円未満を切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

### ⑤高度省エネルギー型の性能を満たすためのリフォームの内容（応募書類提出後に評価室事務局より送付）

▶ 応募書類提出後に評価室事務局より送付する案内を参照下さい。

- ・①～④の様式とは別に、評価室事務局が指定する住宅について、一次消費エネルギー量が省エネルギー基準比20%削減する試設計を行い、そのデータを提出して頂きます。
- ・具体的な案内は、応募書類を提出された方に案内します。

## 5. 留意事項

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(高度省エネルギー型)

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
		ホームページ上の申請書の入力において、申請内容を決定しているか	<input type="checkbox"/>
		手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1	提案申請書	提案者(グループ提案の場合は代表提案者)の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う施工業者または買取再販業者であるか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	グループ提案における構成者リスト	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2)	グループ提案における構成者	(グループ提案の場合)全ての構成者の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
様式2	リフォーム工事の実績	リフォーム工事の過去の概算実績が記入されているか	<input type="checkbox"/>
		長期優良住宅(増改築)認定制度における認定実績が記入されているか	<input type="checkbox"/>
		一定の基準を満たす省エネリフォームの実績が記入されているか	<input type="checkbox"/>
		当事業における交付決定実績が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式3	事業計画	住宅の分類(戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分)別にそれぞれの提案住宅戸数と事業費・補助申請額を記入しているか	<input type="checkbox"/>
		工事概要が記入されているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が下限以下ではないか(下限:10万円)	<input type="checkbox"/>
		三世帯同居改修工事を実施する場合、補助申請額は、性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額(上記の100万円・200万円)に加え、三世帯同居改修工事の補助申請額の上限50万円を上乗せした上限150万円・250万円を超えていないか また、三世帯同居改修工事の補助申請額が上限額(50万円)を超えていないか	<input type="checkbox"/>
		他の補助金の有無が記入されているか	<input type="checkbox"/>
記入者	法人・団体名	氏名(自署)※	

※ 氏名は自署で記入してください。

申請日(記入日) 平成29年 月 日

国土交通大臣 石井啓一 殿

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書 (高度省エネルギー型)

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

提案番号	2 9 - 1 5 X X X 0 0 1													
提案者種別														
グループ名														
事業者種別★														
法人・団体等の名称★	フリガナ					印								
支店・事業所名★	フリガナ													
代表者	役職名													
	氏名	フリガナ												
住所★	〒 -													
電話番号(一般受付用)★※1														
法人番号(13桁)★※2														
許認可★	建設業許可の有無					<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無					
	宅建業許可の有無					<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無					
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※3										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本塗装工業会(JPMA)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
											<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
											<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
担当者連絡先 ※4	支店・事業所名	フリガナ												
	住所	〒 -												
	部署 氏名					役職								
		フリガナ												
	電話番号	固定					(内線)							
		携帯					FAX							
メールアドレス														

★:原則、採択後に評価室事務局のホームページ上に公開される項目です。

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジーメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※4 事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

事業者の公表情報一覧(グループ提案の場合は代表提案者を含む全構成者を記載)

事業者番号 (非公表)	事業者 種別	法人・団体等の名称	支店・事業所名	所在地		連絡先 電話番号 (一般受付用) ※1	法人番号 (13桁) ※2	許可可		住宅瑕疵担保 責任保険 法人への登 録(17年以 上) ※3の有無	登録団体名
				郵便番号	住所			建設業許可 の有無	宅建業許可 の有無		

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに对应できるものとして下さい。  
 ※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)  
 ※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「株式会社住宅保証機構株式会社」、「株式会社ハウスジーマン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

## グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧

提案番号	2 9 - 1 5 X X X 0 0 2										
提案者種別											
グループ名											
事業者種別★											
法人・団体等の名称★	リガナ							印			
支店・事業所名★	リガナ										
代表者	役職名										
	氏名	リガナ									
住所★	〒 -										
電話番号(一般受付用)★※1											
法人番号(13桁)★※2											
許認可★	建設業許可の有無				<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
	宅建業許可の有無				<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無			
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※3								<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本塗装工業会(JPMA)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)							<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
								<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
								<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
担当者連絡先 ※4	支店・事業所名	リガナ									
	住所	〒 -									
	部署					役職					
	氏名	リガナ									
	電話番号	固定					(内線)				
	携帯					FAX					
	メールアドレス										

★:原則、採択後に評価室事務局のホームページ上に公開される項目です。

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスマーメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※4 事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

リフォーム工事の実績

①リフォーム工事等全般の概算実績について

	平成26年(度)		平成27年(度)		平成28年(度)		3年間合計	
		戸		戸		戸		戸
戸建住宅・共同住宅等専用部分のリフォーム工事戸数							0	戸
共同住宅等共用部分のリフォーム工事棟数		棟		棟		棟	0	棟
リフォーム工事の総工事費		千円		千円		千円	0	千円
リフォーム工事以外を含む総工事費		千円		千円		千円	0	千円

※ 提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績を記入してください。  
 ※ 消費税等は除いた額を記載してください。  
 ※ 平成28年(度)の実績が分からない場合は、平成25年(度)から平成27年(度)の実績を記入してください。

②長期優良住宅(増改築)認定制度における認定実績について

	戸数	
一戸建ての住宅		戸
共同住宅等		戸

※ 認定実績は、「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 適合証(増築・改築)」の交付を受けた件数及び戸数を記入してください。

③一定の基準を満たす省エネリフォームについて

	平成28年(度)までの実績	
戸建・共同住宅専用部の工事戸数		戸
共同住宅等共用部分の工事棟数		棟
総工事費		千円

※ 一定の基準とは、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において★★★★の認証を受けている、又は、一次エネルギー消費量について $E_T \leq 0.8E_{ST}$ を満たしていることを指す。

④当事業における交付決定実績について

		平成26年(度)		平成27年(度)		平成28年(度)		3年間合計	
			戸		戸		戸		戸
評価基準型(1)	戸建住宅		戸		戸		戸	0	戸
	共同住宅等専用部分		戸		戸		戸	0	戸
	共同住宅等共用部分		戸		戸		戸	0	戸
	交付決定総額		千円		千円		千円	0	千円
評価基準型(2)	戸建住宅		戸		戸		戸	0	戸
	共同住宅等専用部分		戸		戸		戸	0	戸
	共同住宅等共用部分		戸		戸		戸	0	戸
	交付決定総額		千円		千円		千円	0	千円



事業計画

■対象戸数・棟数、補助金申請額、工事概要

住戸No.	対象戸数・棟数			補助申請額						工事概要								
	対象戸数 (戸)	棟数 (棟)	対象棟数	性能向上に資するリフォーム工事		三世帯同居改修工事		補助申請額 合計 (千円)	買取り 更新の有無	リフォーム の有無	主に想定しているリフォーム工事 実施の有無(性能項目別)							
	A	-		事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助上限額 (千円/戸)	補助申請額 (千円)	F	G = F × 1/3	H = 50万円/戸	補助上限額 (千円/戸)	補助申請額 (千円)	J = E + H	耐震 強化 対策	省エネ	高齢者 維持 管理	可変性	その他
戸建									0				0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
共専									0				0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
共用						2,500	0		0				0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計	0	0	0	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	-	-	-	-	-

■補助申請額の計算

補助下限額以上となっているかの確認 (以上となっている場合はチェック)	<input type="checkbox"/>	J ≥ 100千円
--	--------------------------	-----------

■他の補助金の有無  
本事業以外に国の補助金(国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む)を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください。

他の補助金有り	<input type="checkbox"/>
他の補助金無し	<input type="checkbox"/>